

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護
審査会設置条例

令和5年条例第3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条－第7条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第8条－第16条）

第2節 情報公開制度及び個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うために、広域連合に、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第17条による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 情報公開条例第20条による諮問又は意見の求めに応じ調査審議し、又は意見を述べること。

(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条の規定による諮問又は意見の求めに応じ調査審議し、又は意見を述べること。

(5) 本条第1号から第4号までに掲げるもののほか、神奈川県後期高齢者医療広域連合の情報公開・個人情報保護に関する施策について自ら意見を述べること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

第3章 審査会の調査審議の手續

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手續

(定義)

第8条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 情報公開条例第17条の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

2 この節において「行政文書」とは、情報公開条例第17条に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第1項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査

会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第16条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該

意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（審査請求の制限）

第15条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（答申書の送付等）

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 情報公開制度及び個人情報の取扱いについての調査審議の手続

（定義）

第17条 この節において「諮問庁」とは、次の機関をいう。

- (1) 情報公開条例第20条の規定により審査会に諮問をした実施機関
 - (2) 個人情報保護条例第6条の規定により審査会に諮問をした実施機関
- （審査会の調査権限）

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、資料の

提示又は諮問庁の職員による説明を求めることができる。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第16号）第1条の規定により広域連合に置かれた同条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

- 2 施行日前に個人情報保護条例又は情報公開条例の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、同条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。